

香川県水産試験場における競争的資金等の不正防止計画

令和7年3月14日
6香水試第290631号

香川県水産試験場における競争的資金等の不正防止計画（平成24年10月15日）の全部を改正する。

香川県水産試験場（以下「水産試験場」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の趣旨及び内容を踏まえ、水産試験場における競争的資金等を適正に管理・運営し、不正使用等を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1 管理運営体制の整備

(1) 責任体系の明確化

最高管理責任者は場長とし、水産試験場全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負う。

場長は、研究倫理の向上、競争的資金等の運営及び管理並びに不正行為上の防止活動について統括管理責任者及び研究倫理教育責任者並びにコンプライアンス推進責任者から定期的に企画連絡会議で報告を受け、意思の浸透を図るとともに、研究倫理の向上、公的資金の運営及び管理並びに不正行為上の防止活動の実効性を高めるため、必要に応じて本規程を見直すなど、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。また、競争的資金等の運営及び管理などのためのコンプライアンス教育並びに研究倫理教育を実施し、受講状況及び受講内容の理解度をアンケート等によって把握する。

統括管理責任者は水産試験場課長（事務）（以下、「課長（事務）」という。）とし、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について試験場全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

研究倫理教育責任者は水産試験場課長（技術）（以下、「課長（技術）」という。）とし、統括管理責任者の指示の下、研究者倫理に関する教育を定期的に行うものとする。

コンプライアンス推進責任者は、課長（技術）とし、統括管理責任者の指示の下、各担当における競争的資金等の管理・運営についての実質的な責任と権限を持つ。さらに、研究倫理教育責任者の指示の下、各担当における研究活動上の不正行為の防止についても実質的な責任と権限を持つ。

(2) 責任体系の公表

競争的資金等の管理・運営についての責任体系をホームページで公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制を構築する。

(1) 競争的資金等に係る取扱いについては、この方針に定めるもののほか、「香川県競争的資金等取扱要綱」、「香川県水産試験場における競争的資金等取扱要領」（以下「競争的資金等取扱要領」という。）、「応募する競争的資金等の取扱規程」、その他関係する法令等に従い適正に業務執行するものとする。

(2) 競争的資金等の運営・管理に係る全ての職員（以下「職員等」という。）は、競争的資金等を取り扱う上で以下の点に留意する。

① 研究者は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、水産試験場による管理が必要であるという原則とその精神を認識するものとする。

② 事務職員は、専門的能力を以って競争的資金等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究行為を目指した事務を担う立場にあるとの認識を持つこととする。

③ 通報を受け入れる体制の整備

競争的資金等の不正使用に関する通報については、「公益通報者保護法（平成16年法律第122号）」、「香川県公益通報（内部の職員等からの通報）処理要綱（平成18年4月1日施行）」、「香川県公益通報（外部の労働者からの通報）処理要綱（平成18年4月1日施行）」及びその他関係法令等に定める告発者の保護規定を順守して、外部性、基本的人権の保護を担保できる窓口の設置を水産試験場内外に周知する

④ 職員等への遵守事項の徹底

この計画及び「香川県会計規則（昭和39年3月31日香川県規則第19号）」並びにその他関係法令等について、不正行為防止等の周知徹底を図るための説明会等を開催する。

⑤ 研究者の責務

研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者は誓約書（様式1）を最高管理責任者宛てに提出する。

4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を当該研究が行われた年度が終了した日の翌日から起

算して5年間又は当該研究に係る委託契約等に規定された帳簿等の保存期間のいずれか長い方の期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画を実施することにより、関係者の自主的な取組みを喚起し、不正の発生を防止する。

- (1) 不正を発生させる要因を把握し、要因・事例と対応する不正防止に向けた指針を策定する。（別紙）
- (2) 不正防止計画推進者は、課長（事務）を充て、不正防止計画の実施状況を確認し、場長が率先して対応することを水産試験場内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

4 研究費の適正な運営・管理活動

他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作り管理を行う。

(1) 予算の執行状況の検証

実態とあったものになっているか、予算執行が遅れていないか、確認し、問題があれば改善策を講じる。

(2) 不正な取引に関与した業者への対応

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年10月26日告示第787号)に準ずる。

(3) 発注・検収業務については、交付者に定めのある場合を除き、「香川県会計規則（昭和39年3月31日香川県規則第19号）」に準ずる。

発注業務は、総務課会計員が実施し、検収業務は、研究者及び総務課会計員が実施する。

納品物等は総務課内において確認することを原則とし、納品書と現物の照合を行う。ただし、生物や他地区への納品等で、総務課内での確認が困難な場合は、検査職員を置き、検収を実施する。

(4) 旅費・謝金の事実確認

旅費、謝金について、内容・必要性、実施の事実を確実に確認できる書面、証拠書類の提出を求め、必要に応じヒアリングを行う等、モニタリングを強化する。

5 情報発信・共有化の推進

競争的資金等の使用ルールに関する理解を水産試験場内の関係者に周知させるとともに、水産試験場の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。

(1) 使用ルール等に関する相談受付窓口

総務課に置く。

- (2) 不正使用に関する通報窓口
課長（事務）とする。
- (3) 「香川県水産試験場における競争的資金等の不正防止計画」を外部に公表する。

6 監査及びモニタリングの在り方

水産試験場長は、公的資金の適正な管理のため、監査委員事務局及び監査委員が実施する監査に適切に対応するとともに、水産試験場全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。

- (1) 水産試験場全体の視点からの監査体制
競争的資金等取扱要領及び「香川県水産試験場における競争的資金等に係る内部監査実施要領」（以下「内部監査実施要領」という。）による
- (2) 内部監査の実施
内部監査は、内部監査実施要領に基づき実施する。
- (3) 監査体制の強化
 - ① 場長が指名する監査責任者は、定期及び臨時に内部監査を実施し、モニタリングを強化する。
 - ② 監査責任者は、内部監査を行った結果を取りまとめ、場内に周知するとともに、問題点等を認識した場合は、場長に対して報告を行い、必要な措置を求める。

7 不正行為対応手続き等の明確化

- (1) 不正行為通報窓口の設置
不正行為に関する通報が場長に迅速に伝わるよう、通報窓口は課長（事務）とする。通報窓口は、通報者の保護に充分留意し、不利益が生じないよう配慮する。
- (2) 不正行為への対応手続き
不正行為への対応は、内部監査実施要領に基づき、厳正かつ適正に内部監査を行い、その事実確認を行う。
不正行為に関する通報や内部監査の結果、不正が行われたと認定された場合及び不正の疑いがあると認定された場合は、場長はただちに「香川県水産試験場における公的研究費の不正行為に関する調査に係る規程」に基づき調査を行う。

附 則（令和 7 年 3 月 14 日 6 香水試第 290631 号）

この計画は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

別紙 不正発生の要因・事例と不正防止に向けた指針

区分	不正を発生させると考えられる要因・事例	不正防止に向けた指針
責任体制の明確化	不正防止についての責任体制が不明確 人事異動、経年により場内職員の管理・運営責任者に関する認識の低下	取扱要領やホームページ等による責任体制の明確化を図る。 公的研究費使用等に関する理解度調査やガバナンス等の説明会を実施し、場内研究者等への責任、権限に対する意識向上を図る。
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	行動規範の理解不足や研究費の使用ルールの誤った運用 配分された研究費は研究者個人のものという意識（公的資金としての意識の低下） コンプライアンスに対する意識の低下	行動規範などを周知し、公的研究費の機関経理の意識向上を図る。 不正使用防止計画推進委員会を置き、不正防止の積極的推進を図ることを周知する。 使用ルールなどの相談窓口を周知する。 関係者の意識向上を図る説明会等を開催する。
公的研究費の適正な運営・管理（予算管理）	予算執行の遅延による年度末集中 発注時の支出予算の財源が特定されていない。	研究計画に基づく予算執行計画と適切な執行管理、予算状況の把握を行う。 研究者と予算管理部署等との連絡を密にし、情報の共有を図る。
〃 （発注）	架空発注による預け金などの不正流用 取引業者との癒着 発注権限のない物品の購入や立替払 目的外物品の購入	研究計画に基づく適切な予算執行を図る。 必要に応じて取引業者への調査を実施する。 相談窓口への相談の徹底を図る。
〃 （納品検収）	納品の事実確認が不十分（立替払を含む。）	実態確認を徹底する。 検収の流れを納入業者、研究者へ周知・徹底する。 納品書日付の記載を業者へ徹底する。
〃 （物品管理）	使用可能な物品を廃棄し、私物化 備品台帳に計上されない物品の使用実態や管理体制の不備	購入後の物品の使用実態や管理について、使用者としての責任の把握・確認を行う。 内部監査で使用実態を抽出し点検・確認する。
〃 （旅費）	航空賃の虚偽請求など旅費の水増しや架空請求	研究者に対し出張・研修の必要性等の確認を行った上で命令するとともに、出張後は報告書を提出させる。 旅費に関する手引き等の周知を図る。

区分	不正を発生させると考えられる要因・事例	不正防止に向けた指針
不正情報伝達の確保	不正情報の通報窓口が不明確 通報（告発）の躊躇	通報窓口を副場長とし、ホームページ等で内外に周知することで、情報を入手しやすくする。 通報者を保護し、必要な情報を収集し、不正リスクの抑制と早期発見に努める。
監査体制の強化	内部監査が定期的に実施されない。 モニタリング制度が機能していない。	内部監査を定期的、臨時的に行い実態把握に努める。 内部監査等において研究者へのヒアリング等を積極的に実施する。
不正防止計画の点検・見直し	新たなリスクの発生などに対する、現行の管理・監査体制及び不正防止計画の不備	不正防止計画推進者は、防止計画の策定、見直し、公的研究費の管理・執行に係る実態の把握・検証に努め、不正防止を推進し、不正防止計画の効率化、適正化を図る